

被保護者健康管理支援事業の取組事例⑦

長崎県島原市

人口：4.2万人
被保護者数：468人（396世帯）
市内福祉事務所：1か所

※いずれも令和6年度時点

施設入所者以外の40歳以上の被保護者全員を対象に、健診受診勧奨を実施。健診データを踏まえ、保健師とケースワーカーが同行して保健指導を行っている。全国平均よりも高い健診受診率（25.1%）は、福祉事務所による積極的な健診受診勧奨、市による市民全体に向けた周知・普及啓発が要因となっている可能性がある。

実施体制

■ 所管と実施体制

- ・被保護者数：約480人（保護率：1.19%）
- ・人員：参事1名、ケースワーカー5名、査察指導員1名。
会計年度任用職員として、レセプト管理員1名、保健師1名、就労支援員1名
- ・嘱託医：2名。月5回、要否意見書に関して相談

他部局・他分野連携

■ 保健センター

- ・健診結果等について、相互に情報提供

■ 子ども課

- ・子どものいる世帯について、ケースに応じて相談・同行訪問

■ 医療機関

- ・退院目途の確認や、退院と同時に介護保険サービスを利用したい場合の調整等、支援調整の局面で適宜連携

B：状態に応じた個別的支援

■ 保健師による保健指導・生活支援

- ・健診データを保健部局から受領し、保健師が分析
- ・来庁時・訪問時に生活状況を確認し、必要な指導を実施
- ・大半のケースで指導（生活習慣改善・医療扶助の適正実施双方を含む）に保健師が同行し、専門的な説明を行う

A：健康状態の把握

■ 健診受診勧奨（福祉事務所主体）

- ・施設入所者以外の40歳以上の被保護者全員が対象（約320名）
- ・年に1回、必ず受診勧奨することとしている
- ・市の保健部局・生保部局両方から健診の案内を各世帯に郵送
- ・個別健診（各病院）と集団健診（保健センター）の双方を実施
- ・健診結果は、保健センターから紙・電子の双方で共有される
- ・未受診者には、再度の受診勧奨等フォローを実施
- ・地域特性として開業医が多く、かかりつけ医を持つ方が多い。
主治医の働きかけも、積極的な受診に繋がっている可能性
- ・健診受診率は25.1%（令和6年度）

■ 市民全体に向けた、市による受診勧奨（周知・普及啓発）

- ・市が、被保護者以外も含めた市民全体に向けて健診受診勧奨を実施しており、被保護者の健診受診率向上にも寄与
- ・ラッピングバスによる健診周知（バス会社と契約）
- ・商業施設での保健師による健康チェック・健診予約サポート
- ・公民館での啓発資料配布

